令和4年度診療報酬改定により

10月1日から選定療養費を改定します。

【初診時】 初診時に他の医療機関からの紹介状をお持ちでない方

【改定前】9月30日まで		
医科	5,500円(税込)	
歯科	3,300円(税込)	



[※]紹介状の持参がなく、同じ日に複数の診療科を初診で受診された場合、それぞれの診療科において初診時選定療養費をご負担いただくことがございます。

【再診時】 当院から他の医療機関にご紹介したものの、患者さん ご自身の都合により当院に再度受診された方

【改定前】9月30日まで		
医科	2,750円(税込)	
歯科	1,650円(税込)	



	【改定後】10月1日から	
	医科	3,300円(税込)
,	歯科	2,090円(税込)

「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を持ちましょう!

- ◆選定療養費制度は、高度・専門・救急医療を担う病院と、診療所など地域の医療機関の 役割を分担し、連携を図るためのものです。
- ◆まずは、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を受診してください。 そのうえで、必要な場合には、紹介状を持って当院を受診してください。

お問い合わせは、医事課・総合受付までお願いします。

令和4年8月 彦根市立病院 院長